静岡市規則第35号

　静岡市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

　　令和　４年　３月　30日

静岡市長　田　辺　信　宏

　　　静岡市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

静岡市生活保護法施行細則（平成15年静岡市規則第91号）の一部を次のように改正する。

本則に次の１条を加える。

（徴収金の滞納処分に係る市長権限事務の一部委任）

第27条　市長は、法第77条の２第１項及び法第78条第１項から第３項までの規定による徴収金及びこれに係る延滞金について、滞納処分のための財産調査に関する質問、検査及び捜索並びに動産、有価証券及び債権（その移転につき登録を要するものを除く。）の差押え並びにこれらに付随する事務を、その事務を主管する課に所属する職員に委任する。

２　前項の規定による事務の委任を受けた職員の身分を示す証票は、生活保護法徴収金滞納処分職員証（様式第57号）によるものとする。

　様式第56号の次に次の１様式を加える。

様式第57号（第27条関係）

（表）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ６センチメートル | 第　　号 | 契印 | 　 |
| 　 |
| 　 | 写　　真 | 　　　生活保護法徴収金滞納処分職員証 |
| 　 |
| 　　　　　　　　　　　職　名　　氏　　　名　生年月日　　　　　年　　月　　日静岡市長　氏　名　印　 |
| 　 | ９センチメートル |

（裏）

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | １　本証は、生活保護法第77条の２第１項及び第78条第１項から第３項までの規定による徴収金及びこれに係る延滞金について、滞納処分のための財産調査に関する質問、検査及び捜索並びに動産、有価証券及び債権（その移転につき登録を要するものを除く。）の差押え並びにこれらに付随する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。２　本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。３　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。４　本証を紛失したときは、直ちにその旨を届け出ること。５　本証が不要となったときは、直ちに返却すること。 |

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。